

広域的運営推進機関加入届出書記載要領

平成29年4月制定
令和6年9月改訂
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

項 目	内 容
広域的運営推進機関 加入届出書	
(1) 基本事項	○ 広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。 ○ 電気事業者は、広域機関にその会員として加入する義務がある。 ○ 電気事業者は、経済産業大臣から電気事業者として登録又は許可を受けた時若しくは届出が受理された時に、広域機関の会員となる。 ○ 経済産業省は、事業者が小売電気事業の登録、一般送配電事業の許可、送電事業の許可、配電事業の許可を行った、又は特定送配電事業の届出、発電事業の届出、特定卸供給事業の届出を受理した後、広域機関に連絡を行い、広域機関は経済産業省から連絡を受けた後、事業者に広域機関への加入及び会費請求について、連絡する。 ○ 広域機関から連絡を受けた事業者は、広域機関加入届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(2) 「電気事業」の 定義	○ 「電気事業者」とは、電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者をいう。
(3) 記載事項	○ 以下の項目を記載すること。 ・ 住所、氏名 ・ 加入年月日 ・ 営んでいる電気事業の種別 ○ 「氏名」には、電気事業者の名称及び代表者氏名を記載すること。 ○ 代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式不問）又は委任状に準ずる書類（様式不問）を添付すること。 ○ 「加入年月日」には、経済産業大臣から電気事業者として登録、許可等を受けた（届出にあっては受理された）日付を記載すること。 ○ 「営んでいる電気事業の種別」には、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業のいずれかの事業を記載すること。
(4) 様式等	○ 届出書は、広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）に規定された所定の様式を用いること。 ○ 電ガネットポータル（電子申請）又は郵送（提出部数は1部）にて届出をすること。
(5) 提出先	○ 電ガネットポータル（電子申請）の場合 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/dx/ ○ 郵送の場合 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1